

(資料４－２) 水道整備基本構想等の策定及び改定状況について

平成２３年１２月３１日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	北海道水道ビジョン ★	Ｓ２２	Ｈ４２	Ｓ５３→Ｓ６１→Ｈ２２
青 森	青森県水道整備基本構想	Ｈ１３	Ｈ３５	Ｓ５３→Ｓ５４→Ｓ５６→Ｈ１３
岩 手	岩手県水道整備基本構想 ★	Ｈ２１	Ｈ４０	Ｓ５７→Ｓ６３→Ｈ１３→Ｈ２１
宮 城	南部水道広域圏	Ｓ５１	Ｈ７	
	北部水道広域圏（石巻ブロック）	Ｓ５５	Ｈ１２	
秋 田	秋田県水道整備基本構想 ★	Ｈ２０	Ｈ３２	Ｈ４→Ｈ２０
山 形	水道整備基本構想	Ｓ５３	Ｈ１７	
福 島	福島県水道整備基本構想２００５ ★	Ｈ１７	Ｈ３１	Ｓ５２→Ｓ５６→Ｈ５→Ｈ１７
茨 城	茨城県水道整備基本構想２１	Ｈ１３	Ｈ３２	
栃 木	栃木県水道整備基本構想	Ｓ５８	Ｈ１２	
群 馬	群馬県水道整備基本構想	Ｓ５２	Ｈ７	
埼 玉	埼玉県水道整備基本構想 ★	Ｈ２２	Ｈ４２	Ｓ５１→Ｓ６１→Ｈ１５→Ｈ２２
千 葉	広域的整備基本構想	Ｓ５２	Ｈ１７	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	Ｈ１２	Ｈ２７	Ｓ５５→Ｈ１２
新 潟	新潟県水道整備基本構想	Ｓ５２	Ｈ１７	
富 山	富山県水道整備基本構想	Ｓ５７	Ｈ１２	
石 川	石川県水道整備基本構想	Ｈ１２	Ｈ２７	Ｓ５４→Ｓ６２→Ｈ１２
福 井	福井県水道整備基本構想	Ｓ５５	Ｈ１７	
山 梨	山梨県水道整備基本構想	Ｓ５４	Ｈ１２	
長 野	長野県水道整備基本構想	Ｓ５４	－	
岐 阜	岐阜県水道整備基本構想	Ｈ１８	Ｈ３９	Ｓ５５→Ｈ４→Ｈ１８
静 岡	静岡県水道整備基本構想	Ｓ５２	Ｈ７	
愛 知	愛知県水道整備基本構想	Ｈ１８	Ｈ３２	Ｓ５５→Ｈ１→Ｈ１１→Ｈ１８
三 重	三重県水道整備基本構想	Ｈ４	Ｈ２２	Ｓ５２→Ｓ５９→Ｈ４
滋 賀	滋賀県水道整備基本構想	Ｈ７	Ｈ２７	Ｓ５１→Ｈ７
京 都	京都府水道整備基本構想	Ｓ５５	Ｈ１２	
大 阪	大阪府水道整備基本構想	Ｈ２	Ｈ２５	Ｓ５４→Ｈ２
兵 庫	兵庫県水道整備基本構想	Ｈ１１	Ｈ２７	Ｓ５３→Ｈ１１
奈 良	奈良県水道整備基本構想	Ｈ１２	Ｈ４１	Ｓ５８→Ｈ１２
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	Ｓ６０	Ｈ１７	
鳥 取	鳥取県水道整備基本構想	Ｈ２	Ｈ２２	
島 根	島根県水道整備基本構想	Ｈ１	Ｈ２２	Ｓ５４→Ｈ１
岡 山	岡山県水道整備基本構想	Ｈ１４	Ｈ３７	Ｓ６０→Ｈ７→Ｈ１４
広 島	広島県水道整備基本構想（第２次）★	Ｈ２２	Ｈ３２	Ｓ５２→Ｈ１３→Ｈ２２
山 口	山口県水道整備基本構想	Ｓ６０	Ｈ１７	
徳 島	徳島県水道整備基本構想	Ｈ１３	Ｈ２７	Ｈ２→Ｈ１３
香 川	香川県水道整備基本構想	Ｈ１０	Ｈ２８	Ｓ５５→Ｈ１０
愛 媛	愛媛県水道整備基本構想	Ｈ５	Ｈ２２	Ｓ５３→Ｈ５
高 知	高知県水道整備基本構想	Ｈ６１	Ｈ１７	

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福 岡	福岡県水道整備基本構想	H 2	H 2 0	S53→H2
佐 賀	広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏）	S 5 1	H 7	
長 崎	ながさき 2 1 水ビジョン ★	H 2 3	H 3 7	S59→H7→H23
熊 本	熊本県水道整備基本構想	H 9	H 2 5	S56→H9
宮 崎	宮崎県水道整備基本構想	S 5 6	H 1 2	
沖 縄	沖縄県水道整備基本構想	H 3	H 2 2	S59→H3

(44 道府県 45 構想)

：目標年度に到達又は超過した構想（23 府県 24 構想）

★：都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけられているもの（7 構想）

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。（平成 20 年 7 月の水道課長通知）

【都道府県版地域水道ビジョンの概要】

「北海道水道ビジョン」（平成 23 年 3 月策定）

北海道における水道関係者の共通の目標となる水道の将来像や実現方策を明確化したもの。今後、道内 6 地域に区分して各地域の構想を策定予定。

「岩手県水道整備基本構想 ―いわて水道ビジョン―」（平成 22 年 3 月策定）

河川水系や市町村間の水需給のアンバランスの解消など広域的水利用の可能性を勘案し、県内を 3 圏域に区分。圏域毎の現状や水需要予測等を分析・評価し、「いわて県民計画」及び市町村が策定する地域水道ビジョン等と整合性を図りながら、今後の方策、水道整備の方向性を明らかにしたもの。

「秋田県水道整備基本構想 ―秋田県版地域水道ビジョン―」（平成 20 年 9 月策定）

地理、地勢等の自然的条件から住民の生活圏として一体性があること、河川水系と行政の歴史的経緯から一つの区域と判断し得ること等から、県内を 6 圏域に区分。持続可能な水道を目指すべく、水道に関わる県及び市町村行政の役割を明確にし、給水サービスの向上を一層進めるものとして位置づけている。

「福島県水道整備基本構想 2 0 0 5 ―福島県地域水道ビジョン―」（平成 18 年 3 月策定）

地理、地勢等の自然的条件の一体性、社会的、経済的条件の一体性、技術的・財政的安定度、適切な管理水準維持のため、人口 25 万人以上を目安とし、取水の安定化等を考慮して県内を 3 圏域（4 ブロック）に区分。地域の水道事業者の指針としての位置づけ。

「埼玉県水道整備基本構想 ―埼玉県水道ビジョン―」（平成 23 年 3 月改定）

地理的・社会的条件との一体性を考慮し、2 圏域に区分しているが、埼玉広域については、地域特性や県計画、事業運営の規模、用水供給の状況を勘案し、11 ブロックに細分化し、ブロックごとの広域化の方向性を示したもの。実現方策として、業務指標（P I）等の定量的な評価手法を活用するなど、分かりやすい内容となっている。

「広島県水道整備基本構想（第 2 次） ―広島県水道ビジョン―」（平成 23 年 3 月改定）

地域特性及び一体性、今後の生活行動圏の拡大傾向を考慮し、県内を 3 圏域に区分。水道が将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給できるよう、県内における水道の目指すべき姿や実現方策を示すもの。

「ながさき 21 水ビジョン―良質な水を安定供給できる水道システムを次世代へ―」（平成 23 年 6 月策定）

自然的条件、社会的、経済的条件を踏まえ、県北、県南及び離島の 3 圏域に区分。生活用水の現状、需給見通し、課題を点検するとともに、水道事業の目指すべき将来像や基本理念、それを実現するための具体的な施策を示すもの。